

## 作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準として 環境大臣が定める基準値の設定（報告）

環境省環境管理局水環境部  
土壤環境課農薬環境管理室

### 1. 環境省告示改正分

【第7回農業資材審議会農薬分科会（平成15年6月25日）で報告した時点以降に改正したもの】

	基準値の内容	平成16年4月30日 告示	平成16年12月20日 告示
作物残留に係る 登録保留基準	基準値を削除するもの	18農薬 <sup>1、2</sup>	3農薬 <sup>3</sup>
水質汚濁に係る 登録保留基準	基準値を新たに設定 するもの	4農薬	1農薬
	基準値を改正するもの	1農薬	0農薬
	基準値を削除するもの	6農薬 <sup>4</sup>	1農薬 <sup>5</sup>

1：作物残留に係る登録保留基準は、食品衛生法の規定に基づく規格（残留農薬基準）が設定されている場合はそれを適用し、設定されていない場合は環境大臣が個別に基準値を定めることとなっていることから残留農薬基準に移行することにより削除する6農薬を含む。

2：18農薬のうち5農薬は水質汚濁に係るものと重複

3：3農薬のうち1農薬は水質汚濁に係るものと重複

4：6農薬のうち5農薬は作物残留に係るものと重複

5：作物残留に係るものと重複

### 2. 農薬登録保留基準の設定農薬総数（平成17年1月現在）

作物残留に係る 登録保留基準 <sup>1</sup>	・環境大臣が個別に基準値を定めるもの ・食品規格（残留農薬基準）が適用されるもの	212農薬 243農薬
		合計 375農薬 <sup>2</sup>
水質汚濁に係る 登録保留基準	・環境基本法に基づく水質環境基準（健康項目） に連動して設定されたもの ・環境大臣が個別に基準値を定めるもの	1農薬 132農薬
		合計 133農薬

農薬によっては、一部の作物に関しては食品衛生法の規定に基づく規格が設定され、それ以外の作物に関しては環境大臣が個別に基準値を定めている場合があることから、合計数は必ずしも一致しない。

### 3. 作物残留に係る登録保留基準改正の詳細

<平成16年4月30日告示分>

(1) 登録失効により基準を削除したもの(12農薬)

- ・PMP(ホスマット)
- ・CVM(テトラクロルビンホス)( )
- ・エトプロホス
- ・ジコホル(ケルセン)
- ・ジノカップ(DPC)
- ・ジメチリモール
- ・ナプロアニリド( )
- ・ピリデート
- ・ピペロホス( )
- ・フェノキサプロップエチル
- ・モノクロトホス( )
- ・有機ニッケル( )

の5農薬については水質汚濁に係る登録保留基準も削除している。

(2) 食品規格に移行したもの(6農薬)

- ・オキサジクロメホン
- ・ジクロシメット
- ・トリネキサパックエチル
- ・フェノキサンイル
- ・フェントラザミド
- ・フェンピロキシメート

<平成16年12月20日告示分>

登録失効により基準を削除したもの(3農薬)

- ・アザフェニジン
- ・ジメピペレート( )
- ・ブタフェナシル

の1農薬については水質汚濁に係る登録保留基準も削除している。

#### 4. 水質汚濁に係る登録保留基準改正の詳細

<平成16年4月30日告示分>

(1) 新規に基準を設定したもの(4農薬)

農薬の成分	用途	基準値
XMC	殺虫剤	0.09mg/L
キャプタン	殺菌剤	3mg/L
ダイアジノン	殺虫剤	0.05mg/L
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.02mg/L

(2) ADIの変更に伴い基準を改正したもの

農薬の成分	用途	基準値
EPN	殺虫剤	0.04mg/L

(3) 登録失効により基準を削除したもの(6農薬)

- ・CVMP(テトラクロルビンホス)( )
- ・ナプロアニリド( )
- ・バミドチオン
- ・ピペロホス( )
- ・モノクロトホス( )
- ・有機ニッケル( )

の5農薬については作物残留に係る登録保留基準も削除している。

<平成16年12月20日告示分>

(1) 新規に基準を設定したもの(1農薬)

農薬の成分	用途	基準値
エチプロール	殺虫剤	0.1mg/L

(2) 登録失効により基準を削除したもの(1農薬)

- ・ジメピペレート( )

作物残留に係る登録保留基準も削除している。